

# 貝沢ごみ処理施設解体工事

## 発注仕様書

令和3年6月

湯沢雄勝広域市町村圏組合

# 目 次

## 第1章 総則

第1節	工事概要	.....	1
第2節	工事主要目	.....	2
第3節	一般事項	.....	4
第4節	施工管理及び検査	.....	5
第5節	保証期間	.....	8
第6節	提出図書	.....	8
第7節	引渡	.....	11

## 第2章 特記事項

第1節	解体撤去工事	.....	12
第2節	情報提供	.....	18

## 第1章 総則

本仕様書は、湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が計画している貝沢ごみ処理施設解体工事（以下「本工事」という。）に適用する。

本工事は性能発注であるため、受注者が本仕様書にある条件（安全・工期・各種基準値の遵守等）を満足させた責任設計施工とする。そのため、工法・数量の設定は、受注者の提案する計画の確認承諾を行い採用する。

原則として、選択した施工方法や処理方法も全て受注者の裁量の範囲内のため、現状誤認等による発注金額の変更は行わない。このことは、本工事に至る全工程についても同様とする。そのため、現地確認の際は、受注者において詳細に確認を行うこと。

### 第1節 工事概要

#### 1. 一般概要

本工事は、平成4年3月に建設され平成29年3月に焼却を停止した「貝沢ごみ処理施設」（以下「本施設」という。）を解体撤去するものである。

本施設は、解体予定機器等がダイオキシン類に汚染されているため、解体工事においては、ダイオキシン類が他に拡散しないように、「廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ばく露防止対策要綱」という。）並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工すること。

また、機器等の接続部分等に石綿含有が疑われている調査済の物以外にも断熱材やボード類成形品建材等に石綿含有製品が使用されているおそれがある。ダイオキシン類と同様に、石綿廃棄物も適切な処理が求められるため、「石綿障害予防規則」「廃棄物処理施設解体時の石綿飛散防止マニュアル」等の関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工すること。

#### 2. 工事名

貝沢ごみ処理施設解体工事

#### 3. 工事場所

秋田県雄勝郡羽後町字清水川30番地

#### 4. 工期

契約締結の翌日から令和4年12月26日まで

## 第2節 工事主要目

### 1. 解体撤去施設概要

施設名称：貝沢ごみ処理施設

#### (1) 工場棟

構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

基礎杭：P C 杭400・450・500φ・2・43・37本・杭長5.65～8.5m

階数：地上3階

敷地面積：10,056m<sup>2</sup>

建築面積：1,562.01m<sup>2</sup>

延べ面積：2,315.38m<sup>2</sup>

ごみ処理施設

- ・ 焼却能力 120 t / 日 (60 t / 24 h × 2 炉)
- ・ 炉型式 ストーカ方式

#### (2) 煙突

外筒：鉄筋コンクリート造 直径5.0m 高さ59m

内筒：下部S S 41 t = 9 ・ φ 1,200 ・ 上部S U S 316 L t = 6 φ 960

基礎杭：P C 杭600φ・24本・杭長7m

#### (3) 飛灰処理棟

構造：鉄骨造・5階建

壁：中空押出セメント版・屋根：折版葺 t = 0.4

基礎杭：P C 450φ・8本・杭長11m

建築面積：126.66m<sup>2</sup>

延べ面積：485.28m<sup>2</sup>

#### (4) 車庫棟

構造：鉄骨造・平屋建・壁A L Cパネル・屋根折板葺

床面積：129.6m<sup>2</sup> 高さ約6.5m

#### (5) 付属施設

井戸及び給水装置：井戸ポンプ等給水装置

灯油タンク等：地下重油タンク・上下コンクリートスラブ(送油配管・同基礎)

浄化槽：単独処理10人槽・上下コンクリートスラブ

#### (6) 外構撤去

場内アスファルト舗装：全撤去

場内設備等：電柱・外灯・標識・案内板・植込周囲地先ブロック

地中埋設物：各種柵・給排水配管・排水側溝・電気配管配線・ハンドホール等

植込等：伐採・伐根する

#### (7) 復旧工事

埋戻：建屋及び工作物基礎撤去部分・緑地の伐根箇所等

埋戻土は、現場発生土及び良質土を使用し、解体ガラ等は使用しない

場内表層仕上げ：再生砕石転圧仕上げ

敷地外周：既存RC擁壁残置

門扉・門塀：施錠可能な可動式単管ゲート設置

道路境界側は、単管バリケード設置

関係者以外立入禁止看板設置

道路境界の側溝：既存を補修して再利用

濁水対策：素掘り水路・沈砂地の設置

既存井戸閉鎖：埋戻のうえ通気管を設置・周囲コンクリート蓋付柵を設置

## 2. 公害防止基準値等

### (1) 騒音

特定作業（解体撤去工事含む。）に伴って発生する騒音の公害防止基準値は、敷地境界線において次のとおりであり、基準値を遵守すること。

規制種別	特定建設作業							
	杭打機 杭抜機 杭打抜機	鋸打機	削岩機	空気 圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ	トラクター ショベル	ブルドーザー
基準値	85dB（A）以下							
作業時刻	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと							
1日当たり作業時間	10時間を超えないこと							
作業期間	連続して6日を超えないこと							
作業日	日曜日その他の休日ではないこと							

### (2) 振動

特定作業（解体撤去工事含む。）に伴って発生する振動の公害防止基準値は、敷地境界線において次のとおりであり、基準値を遵守すること。

規制種別	特定建設作業		鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	舗装版 破砕機	フレーカー （手動式を除く。）
	杭打機 杭抜機 杭打抜機				
基準値	75dB（A）以下				
作業時刻	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと				
1日当たり作業時間	10時間を超えないこと				
作業期間	連続して6日を超えないこと				
作業日	日曜日その他の休日ではないこと				

### (3) ダイオキシソ類（敷地境界線上にて）

解体撤去工事におけるダイオキシソ類の環境基準値は、次のとおりであり、基準値を遵守すること。

大気のだイオキシソ類環境基準値 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

水のだイオキシソ類環境基準値 1 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

### (4) 石綿（敷地境界線上にて）

解体撤去工事における特定粉じん発生施設の敷地境界濃度基準は、次のとおりであり、基準値を遵守すること。

特定粉じん発生施設の敷地境界濃度基準 10 f / L 以下

(5) 浮遊粒子状物質（敷地境界線上にて）

解体撤去工事における浮遊粒子状物質の環境基準値は、次のとおりであり、基準値を遵守すること。

大気の浮遊粒子状物質の環境基準値

1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下

### 第3節 一般事項

#### 1. 諸法令等の遵守

受注者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生諸法令・公害防止諸法令・特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等及び工事に関する諸法令・条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の運用・適用は、受注者の責任で行うものとする。

なお、施工に当たっては、次の法律並びに施行令や施行規則及び通達等の最新版を遵守すること。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（法律第137号 昭和45年12月25日 改正省令含む。）

(2) 労働安全衛生法（法律第57号 昭和47年6月8日）

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

（法律第104号 平成12年5月31日）

(4) ダイオキシン類対策特別措置法（法律第105号平成11年7月16日）

(5) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について

（以下「ばく露防止対策について」という。）

（基発0110第2号 平成26年1月10日）

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（法律第65号 平成13年6月22日）

(7) 石綿障害予防規則（厚生労働省令第21号 平成17年2月24日）

(8) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月）

(9) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて

（以下「石綿飛散防止マニュアル」という。）

（環廃対発第060609003号 平成18年6月12日）

(10) 非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について

（環産産発第050330010号 平成17年3月30日）

(11) 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

（基安化発0331第3号 平成26年3月31日）

(12) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

（法律第37号 令和元年12月14日）

(13) 環境基本法（法律第91号 平成5年11月19日）

- (14)循環型社会形成推進基本法（法律第110号 平成12年 6月 2日）
- (15)資源の有効な利用の促進に関する法律（法律第48号 平成 3年 4月26日）
- (16)大気汚染防止法（法律第97号 昭和43年 6月10日）
- (17)水質汚濁防止法（法律第138号 昭和45年12月25日）
- (18)騒音規制法（法律第98号 昭和43年 6月10日）
- (19)振動規制法（法律第64号 昭和51年 6月10日）
- (20)下水道法（法律第79号 昭和33年 4月24日）
- (21)土壌汚染対策法（法律第53号 平成14年 5月29日）
- (22)消防法（法律第186号 昭和23年 7月24日）
- (23)建築基準法（法律第201号 昭和25年 5月24日）
- (24)都市計画法（法律第100号 昭和43年 6月15日）
- (25)電気事業法（法律第170号 昭和39年 7月11日）
- (26)電気供給約款（東北電力）
- (27)日本工業規約（J I S）
- (28)建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (29)廃棄物処理施設解体作業マニュアル（以下「解体作業マニュアル」という。）
- (30)秋田県公害防止条例（条例第52号 昭和46年10月）
- (31)秋田県環境基本条例（条例第60号 平成 9年12月26日）
- (32)その他関係諸法令等

## 第4節 施工管理及び検査

### 1. 現場代理人

受注者は、本工事に関する現場代理人を定め、その氏名・経歴・資格等を書面により組合監督職員（以下「監督職員」という。）に届け出ること。

現場代理人は、受注者の代理として現場に常駐し、現場の運営を取り締まり、監督職員の承諾を得た施工計画書・設計図書及び実施工程表・施工体制台帳・工事日誌・工事写真・安全衛生関係記録簿等を備えて記載するとともに、監督職員が必要と認めたときは、遅滞なく提出しなければならない。

### 2. 監理技術者

受注者は、本工事に関する建設業法の規定に適合する監理技術者を選任し、その氏名・経歴等を書面により監督職員に届けて、工事期間中、現場に常駐する。

監理技術者は、ばく露防止対策要綱・石綿障害予防規則に精通し、工事期間中、現場に常駐して、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督及び安全管理等責任をもって職務を遂行すること。

### 3. 専門技術者等

受注者は、本工事に関して建設業法に定める専門技術者の選任のほか、他の関

係法令に従って選任する専門技術者等（大気・水質等公害防止管理者・特定化学物質等作業主任者・建設副産物対策責任者・特別管理産業廃棄物管理責任者・産業廃棄物処理責任者等）についても、その氏名・経歴・資格等を、書面により監督職員に届け出ること。

また、届け出た専門技術者は、該当する工事の期間中は現場に常駐し、責任を持って職務を遂行すること。

#### 4. 施工計画書・実施工程表

受注者は、工事着工に先立ち、本施設及び現場周辺の測量等の調査を行い報告するとともに、施工計画書及び実施工程表を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

#### 5. 労務災害の防止

工事期間中の危険防止対策及びダイオキシン類ばく露防止対策・石綿障害予防対策を十分に行い、労務者への安全教育を徹底し、労務災害が発生しないように努めること。

#### 6. 事故処理

工事による事故が発生した場合、受注者は救護を優先し、緊急連絡体制表に基づき対処するとともに、速やかにその日時・場所・原因・状況・被害者氏名・応急措置・その後の対応等について、監督職員に報告しなければならない。

その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等全て受注者の負担とする。

#### 7. 現場管理

受注者は、労働基準法・労働安全衛生規則等の関係法令に基づき現場を管理し、また、工事現場への一般人及び労務者の出入監視・風紀衛生の取締り並びに火災・盗難・その他の事故防止について、責任をもって管理すること。

#### 8. 技術管理

受注者は、工種ごとに工事進捗上十分な員数の労務者を計画的に配置し、秩序正しい作業をさせること。また、熟練を要する工種の施工については、相当の経験を有する者に作業をさせること。

なお、労務者等が監督職員の指示に従わない場合や工事作業が不相当と認めた場合は、交替又は退去を命ずる場合がある。この場合、受注者は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

#### 9. 工程管理

受注者は、工事着工前に全体工程表、工事施工中には週間・月間工程表を提出して監督職員の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。

また、実施工程に変更が生じた場合には、速やかに変更実施工程表を監督職員に

提出して承諾を得ること。

## 10. 環境の管理

受注者は、工事着工前までに、風向風速計・気温湿度計・騒音計・振動計等を現場事務所に備え測定し、基準値に対する自主管理基準値を設定し、日常の環境管理に十分留意して、基準値を超えることなく管理を行うこと。

なお、測定結果については、常時整理記録し、月ごとに組合に報告するとともに、監督職員が必要と認めたときは、遅滞なく提出又は閲覧に供さなければならない。

## 11. 工事記録写真

工事着工前・施工中（施工状況・出来形用）・工事完了の写真撮影記録して、監督職員に提出すること。

工事着工前は、全景・代表部分及び現場周辺の現況（私有地取合部を含む。）を撮影すること。

工事工程写真は、各工程の施工状況を撮影記録し、工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できる写真を撮影すること。

工事完了時の写真は、全景・代表部分及び現場周辺等の工事着手前と同位置を撮影すること。

## 12. 工事期間中の交通安全等

工事関係車両等は、受注者が敷地内に設ける高圧洗浄装置やタイヤ洗浄設備等により車両に付着した泥の洗浄や積載搬出物の落下による道路汚染防止に努め、車両運行計画等に従って特定のルートを通行して交通安全に努めること。

また、出入口部分には誘導員を配置して、使用中の建物関係車両及び工事関係車両の交通事故を防止し、使用建物関係者・工事関係者・訪問者等の交通安全を確保すること。

## 13. 工事報告

現場代理人は、打合せ・協議を行った場合、必ず打合せ議事録を作成し、監督職員に提出するものとする。また、月初めの定例工程会議において、月間工事進捗状況及び出来高資料・工事写真等をまとめた工事履行報告書を提出すること。

なお、定例工程会議は、隔週を基本として監督職員と協議のうえ、開催日等を決定するものとする。なお、日々の工事の進捗及び施工予定については、休日を除いた毎週工事日報の提出と併せて監督職員へ報告すること。

## 14. 施工の検査

各工事は、あらかじめ監督職員の指定した工程に達したときに、自主検査を踏まえて必ず検査を受け、次の工程に移るものとする。

施工後に検査が不可能又は困難な箇所は、その施工に当たり監督職員の立会検

査を受けるものとする。

## 15. 竣工検査

竣工検査に先立ち、現場確認及び工事写真・施工に関する記録・廃棄物処理記録等について、監督職員による事前確認を実施する。

竣工検査の際や組合検査員（以下「検査員」という。）が必要と判断する時は、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊（重機による掘削等）し、検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

検査員が手直しを指示した事項は、直ちに措置し再度検査を受けるものとする。

## 第5節 保証期間

解体工事に関する保証期間は、引渡の日より2年間とする。ただし、受注者の故意又は重大な過失による場合については、10年間とする。

## 第6節 提出図書

### 1. 受注後に提出する図書

受注者は、工事受注後に次の書類等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。なお、施工計画書及び実施工程表等は、契約後、速やかに提出すること。

#### (1) 施工計画書

##### 1) 工事概要

- ① 工事名称
- ② 工事場所
- ③ 工事期間
- ④ 発注者
- ⑤ 施工者
- ⑥ 工事内容
- ⑦ 周辺地図
- ⑧ 施工範囲

##### 2) 実施工程表

##### 3) 施工管理体制

- ① 施工管理組織図
- ② 施工体制台帳・施工体系図
- ③ 緊急連絡体制及び緊急時の対応策

##### 4) 仮設計画書

- ① 仮囲い・敷鉄板・高所作業等
- ② 工事車両・搬入般出車両、通勤車両の動線及び駐車スペース
- ③ 現場事務所、会議室、作業員休憩室、食堂、更衣室、便所等の計画、監督

職員及び監理者の事務スペース及び備品（事務机・椅子・書棚・インターネット環境・ロッカー等）

- ④ 仮設計画図
- 5) 調査結果における管理区域と保護具選定（ダイオキシン類及び石綿）
  - ① 事前環境測定及び分析の結果
  - ② 測定結果による管理区域の決定と保護具の選定
  - ③ 解体作業前・中・後の環境測定計画
  - ④ 測定、分析機関資料
- 6) ダイオキシン類及び石綿含有製品の汚染除去並びに解体工事計画（必要に応じて、全体工事・除染物・構造物に分けて計画する。）
  - ① 工事フロー図
  - ② 準備作業・仮設計画（高所作業を含む。）
  - ③ 養生作業
  - ④ セキュリティエリアの設置
  - ⑤ 負圧の確保
  - ⑥ 養生検査
  - ⑦ 除去作業
  - ⑧ 除去後の確認
  - ⑨ 解体作業・養生撤去に伴う保護具、各種フィルターの処分
  - ⑩ 清掃
  - ⑪ 片付け及び機材等の搬出
- 7) 作業区分分離養生計画
  - ① 作業区分分離養生イメージ図
  - ② セキュリティエリアイメージ図
- 8) 安全衛生管理計画
  - ① 安全衛生基本方針（施工計画書の周知徹底）
  - ② 作業指揮者の要件
  - ③ 作業者の要件（特別教育の実施）
  - ④ 関係者以外立入禁止及び作業内容の表示
  - ⑤ 安全に関する事項
  - ⑥ 衛生に関する事項
- 9) 解体に伴う発生物の処理体制
  - ① 処分計画フロー図
  - ② 廃棄物の処理計画
  - ③ 個別設備解体計画
  - ④ 解体廃棄物の保管計画
  - ⑤ 再生資源利用計画
- 10) 専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等）
- 11) 事前環境測定のだいオキシン類分析結果報告書・石綿等分析結果報告書・PCB分析結果報告書等

- 12) 除染水の処理計画（各槽内の除染を含む。）
  - ① 除染水の処理フロー
  - ② 水処理機器及び仮設機材の配置図等
  - ③ 水処理計算書
  - ④ 処理水の排出方法（受入基準値等の確認）
  - ⑤ 発生汚泥の排出方法（受入基準値等の確認）
- 13) 環境の管理計画
  - ① 環境管理の項目及び方法（測定器具含む。）、頻度
  - ② 測定方法（分析機関許可登録書）
- 14) その他指示するもの

(2) 実施設計図書

- 1) 実施設計図
  - ① 解体撤去工事図
  - ② 現況測量図（平板測量程度）
- 2) 数量積算書
- 3) 工事種別明細書
- 4) 積算根拠資料

(3) 下請業者届

(4) 承諾図書（必要に応じて提出。）

(5) 週間及び月間実施工程表

(6) 工事進捗状況報告書

(7) 打合議事録・協議書

(8) 工事日報、月報

(9) 工事写真（デジタルカメラデータを含む。）

(10) 関係諸官庁申請図書等

受注者は、法令に定められた日又は監督職員の指示する期日までに、次の届や図書作成に必要な資料を提出し、監督職員の承諾を得た後、届出手続を行うこと。

- 1) 廃棄物処理施設解体工事計画届（工事開始の日の14日前）
- 2) 廃棄物処理施設等解体工事計画書（工事開始の日の14日前）
- 3) 特定粉じん排出等作業の実施の届出（必要な場合）
- 4) 汚染物質・ダイオキシン類・石綿等分析結果報告書・PCB分析結果報告書
- 5) 建設リサイクル届（分別解体計画届）
- 6) 建築物除却届
- 7) 関係諸官庁申請書資料

(11) その他監督職員が指示する資料

**2. 工事完了に際して提出する図書**

- (1) 完成届及び自主検査報告書
- (2) 工事写真及び完成写真（デジタルカメラデータ含む。）

(3)建設廃棄物処理委託契約書（写し）及びマニフェスト（A、E票の写し）

※ 肉眼で読み取れるもの

(4)再資源化等完了報告書

(5)出来高調書（工事種別明細書）

(6)出来高調書補足資料

（解体工事のため、「建設工事施工管理基準」に準拠するが、事前に監督職員の承諾を経てCADの測定値やマニフェスト、搬出記録等の数量を確認できる資料に代えることができる。）

1) 工事中の検査記録

- ① 工事施工状況の検査記録
- ② 仮設工事施工状況の検査記録
- ③ 汚染物除去工事施工状況の検査記録
- ④ 解体工事施工状況の検査記録
- ⑤ 発生廃棄物の処理・処分状況の検査記録
- ⑥ 運搬業者の許可書のチェック記録
- ⑦ 受入処分先の登録内容のチェック記録
- ⑧ 仕上がり検査記録
- ⑨ 整地片付けの確認記録
- ⑩ 汚染物の測定報告書
- ⑪ 除染水処理水質の測定分析報告書
- ⑫ 搬出量調書（設計数量との比較含む。）

2) 安全衛生関係記録

- ① 始業前点検表
- ② 新規入場者教育記録
- ③ ダイオキシン類及び石綿に係る特別教育記録
- ④ 保護具等の点検チェック記録
- ⑤ 粉塵作業等分析記録
- ⑥ 安全衛生点検実施記録
- ⑦ 安全パトロール実施状況の確認記録
- ⑧ 環境の管理に基づく測定分析報告書及び記録

(7)その他監督職員が指示する図書

※ 提出図書の取りまとめ、様式・部数・提出日については、監督職員との協議による。

## 第7節 引渡

工事完了及び第6節2に記載された書類の全てを提出した後に、組合の完成検査を受けて合格した時点とする。

## 第2章 特記事項

### 第1節 解体撤去工事

#### 1. 計画書等の提出

- (1)受注者は、解体工事に着手する14日前までに、次に掲げる書類等を添えて、解体工事を行う本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- 1) 解体工事を行う本施設の周囲の状況・施設の配置・車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面
  - 2) 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類
  - 3) 解体工事により発生する廃棄物（本施設から除去した汚染物及び排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）並びに収集運搬及び処分の方法を記載した書類
  - 4) 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類
  - 5) 解体工事を行う本施設内部の汚染物の事前分析調査結果
  - 6) 解体工事の実施工程表
  - 7) 解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類
- (2)受注者は、解体工事に着手する前までに、除染後に発生する汚泥と除染作業で使用されたタイベックやマスクのフィルター等を含めた特管物の数量及び処理単価（以下「特管汚泥量」という。）を記載した書類
- (3)受注者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、監督職員に承諾を得た後、速やかに解体工事変更届出書に当該変更事項を記載した書類を添えて、本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- (4)受注者は、解体工事完了後に、解体工事終了報告書に次に掲げる書類を添えて、本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- 1) 周辺環境の状況調査の結果を記載した書類
  - 2) 解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量、処分方法等を記載した書類
  - 3) 対策を講じた場合は、その対策の内容を記載した書類
- (5)その他必要な書類等があった場合は、遅滞なく監督職員に報告し、指示を受け措置するものとする。

#### 2. 周辺環境対策

受注者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気や汚水等による環境汚染

を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) ばいじん等の飛散防止

1) 解体工事を行う本施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を、仮設の壁及び天井等により隔離すること。ただし、全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離する等の飛散防止対策を実施すること。

なお、屋内にある場合で当該建屋の開口部を目張りにより塞ぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。

2) 解体工事の作業を行うに当たっては、当該作業を行う場所内部の空気を排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引するとともに、必要に応じて、外部に対し減圧（負圧）して行うこと。ただし、溶断により解体する場合にあっては、必ず、外部に対し減圧（負圧）された状態とすること。

3) 解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講ずること。

4) 解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ、洗浄、拭取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。

(2) 排気の処理

1) 解体工事の作業を行う場所から出る排気の処理の管理目標は、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表に掲げる大気の基準値とする。

2) 解体工事の作業を行う場所から出る排気の処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

(3) 汚水の流出防止等

1) 汚染物飛散防止のために湿潤化や汚染物を除去するために高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水が周囲へ流出又は地下への浸透を防止するために措置を講ずること。

2) 前項の作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いて回収し、排水処理設備への移流等により、速やかに排除すること。

3) 排水処理設備の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、当該処理設備周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水が周囲へ流出及び地下への浸透を防止するとともに、本施設の内部に溜まった汚水が本施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で、速やかに回収する等の措置を講ずること。

(4) 除染後の汚水処理

1) 解体工事で発生した汚水は、全て集水して仮設した排水処理設備に移送処理後に貯留し、処理水水質の適合性を確認した後、除染水として再利用する場合と躯体解体時の散水に再利用するものを除き、承諾を受けた処分先に委託して適切に処理すること。

2) 前項の排水処理に伴って発生した汚泥及び処理後の水を産業廃棄物として搬出する場合は、分析確認を行い、含有する各種の有害物質を処理可能な中間

処理業者に委託すること。

- 3) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して再利用する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2に定める排出基準及びカドミウム及びその化合物・鉛及びその化合物・六価クロム化合物・ヒ素及びその化合物・水銀・アルキル水銀・その他の水銀化合物並びにセレン及びその化合物、1,4-ジオキサン等についての排水規制基準を満足すること。
- 4) 前項の排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。

#### (5)排水処理

本工事敷地内における雨水以外の放流は認めない。本工事で発生した汚水は、除染水の処理と同様に行うことを原則とする。

- 1) 排水処理に伴って発生した汚泥は、監督職員の承諾する処分先に委託して、適切に処理すること。
- 2) 除染完了後の工事中敷地内に降った雨水等は、濁水処理を行うこと。

### 3. 廃棄物の適正処理

(1)受注者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

#### 1) 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん・燃え殻・がれき類・金属くず・廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体・液体・粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器・コンテナ・ピット等に廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

#### 2) 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

#### 3) 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水や汚染物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

#### 4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬・中間処理及び最終処分については、委託する許可業者と書面により契約する。また、マニフェスト交付等の手続を確実にし、廃棄物の適正処理を実施すること。

#### (2)廃棄物の取扱

##### 1) 一般廃棄物

一般廃棄物が焼却等の処理によって変化した廃棄物は、あくまで一般廃棄物であるので、しかるべく発注者を含む三者契約を締結して処分すること。ただし、組合で処分可能な物については、組合の指定する荷姿に梱包し、プラットホームで組合に引き渡すこと。

## 2) 産業廃棄物

本施設から発生した廃棄物は、前項の一般廃棄物以外は特別管理産業廃棄物（有害物質を含む産業廃棄物）として取り扱うものとする。ただし、特別管理産業廃棄物等でないことを確認した場合は、この限りではない。

## (3) PCBの取扱

1) 本施設内の既存設備は、1991年以後の設置であるため、製造メーカーから微量PCB不含証明が取得可能と判断できる。これらのトランス及びコンデンサーや変圧器、リアクトル、蛍光灯の安定器等、PCB含有が疑わしい製品は、全て搬出までに製造年月日、製造型番を基にPCB不含証明を取得し、組合係員に提出すること。ただし、PCB不含証明が発行できないものについては、分析確認を行い、その報告を行うこと。

分析結果において微量PCBの含有があった場合は、本工事にて処理処分を行うこと。

2) PCBの含有検査を行い高濃度の含有が確認されたものは、協議のうえ、組合の指定する保管場所に移動すること。このための法令に基づいた保管容器及び車両で組合の指定保管施設まで運搬する費用を見込むこと。

## 4. 周辺環境及び安全対策調査

受注者は、解体工事を行う本施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施すること。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類・水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ひ素・セレン・1,4-ジオキサン（大気環境調査にあつては、ダイオキシン類・水銀及びひ素）等とする。

### (1) 解体工事着手前の調査

#### 1) 土壌環境調査

本工事敷地は、着手前に汚染のないことを確認した分析済の標準土を使用し、解体工事を行う処理対象物を中心として、敷地境界内の4方向に設置する。工事の段階で分析を行い、工事中の汚染状況を確認すること。

#### 2) 大気環境調査

解体工事の着手前に、前項の土壌環境調査と同じ場所において、大気資料を採取し分析を行うこと。大気中へのダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（SPM）等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い、24時間吸引すること。またダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、大気環境課）」、水銀及びひ素については「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境庁大気保全局大気規制課）」に定める分析方法に基づき分析すること。

#### 3) 安全対策（付着物、堆積物）

発注者が行ったダイオキシン類の事前調査のうち、3,000pg-TEQ/gを超える部分の追加調査を行い、結果を発注者に報告すること。

#### 4) 安全対策（作業環境）

工事着手前において作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（SPM）等の濃度測定を行うこと。

#### (2) 解体工事期間中の調査

##### 1) 土壌環境調査

除染工事中及び機器解体工事中の各段階で、着手前調査時と同じ場所及び方法で標準土を採取し、当該土壌について分析すること。

##### 2) 大気環境調査

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、着手前調査時と同じ場所及び方法で大気資料を採取し分析すること。この場合においての大気試料採取は、1週間連続（解体工事の期間が1週間以内の場合は、当該解体工事の期間中。）で吸引分析すること。

#### (3) 解体工事終了後の調査

##### 1) 土壌環境調査

解体工事終了後に、着手前調査時と同じ場所及び方法で標準土を採取し、当該土壌について分析すること。

##### 2) 大気環境調査

解体工事終了後に、着手前調査時と同じ場所及び方法で大気資料を採取し、分析すること。

#### (4) 工事確認

##### 1) 水質環境調査

解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理した水の水質確認は、解体工事の期間中で排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に、1回除染水処理後の水をタンクより採取し、ダイオキシン類については「JIS K 0312」、その他の物質については定める分析方法に基づき分析すること。

##### 2) 周辺環境（集じん装置排気出口）

管理区域設定から管理区域解除までの期間、負圧集じん装置の排気出口において、ダイオキシン類、粉じん、石綿及び浮遊粒子状物質（SPM）等の濃度測定を行うこと。併せて、管理区域内の負圧状況の測定を実施すること。

##### 3) 周辺環境（騒音、振動）

解体工事期間中において、騒音、振動の連続測定を実施し、常時監視すること。また、騒音及び振動が最も発生すると考えられる時期に、敷地境界線上4地点で測定を行うこと。

## 5. 受注者の責務

(1) 受注者は、前項に定める周辺環境の状況調査を実施した結果、ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合は、速やかに発注者に連絡し、原因究明のための調査や飛散等の拡大防止のための措置等、必要な対策を講ずること。

(2) 受注者等は、解体工事の期間中に、当該解体工事による周辺環境への影響が

生ずるおそれがあると認められたとき又は支障が生じたときは、速やかに必要な対策を講ずること。

(3)受注者等は、前1項及び2項による対策を実施した場合は、その内容を記録し、保管し、工事終了後に提出すること。

## 6. 指定仮設

(1)受注者は、次に示す指定仮設等を仮設計画に反映させ、その費用を見込むこと。

### 1) 工事施設の養生

工事に先立ち、工事範囲周辺に仮囲い又はバリケード並びに本施設周辺に防音シート足場、車両出入口へのパネルゲート等を設置し、工事状況の目隠しや解体騒音の伝播防止及び粉じんの飛散防止を実施すること。

### 2) 敷鉄板の設置

クレーン等高所作業車の転倒防止のため及び既存雨水排水等の残置予定埋設管等を保護することを目的として、敷鉄板等を設置すること。

### 3) 洗車設備

場内に、工事車両の汚染物除去を行う洗車場及び設備を設置すること。

### 4) 検査に必要な保護具等

監督職員及び監理者が立会検査等に必要な防護具・保護衣等を用意すること。

### 5) 工所用光熱水費

本工事に必要な電気・水道・排水等敷設に要する費用及び使用料金又は借地等を行う場合の用地費等も、全て受注者の負担とする。

6) 安全パトロール及び安全衛生点検等を、月1回以上行うこと。

## 7. 跡地整備

(1)解体跡地の整備状態として、別紙「解体完了予定図(案)」を基に復旧整備すること。詳細事項は、計画書を提出し、監督職員の承諾を得た後に決定とする。

1) 解体後の状態として埋戻土は、場内掘削土及び土壌汚染やダイオキシン類汚染がないことを確認した良質土を使用し、解体ガラ等は使用しない。

各層300mm程度の厚さごとに振動ローラー等で十分転圧を行い、既存擁壁天端より50mm程度下がった位置を仕上がりレベルとする。

表層最上部の仕上がりは、砕石転圧厚み150mmとする。

2) 既存門扉及び門塀は、撤去し、門扉に施錠可能な可動式単管ゲート設置し、道路境界側は高さ1,400mm程度の単管バリケード及び関係者以外立入禁止の看板を設置する。

3) 道路境界の既存側溝は、補修して再利用敷地する。また、周囲の既存フェンスは、全て撤去する。

4) 濁水対策として、敷地中央に素掘り水路W600程度を設置し、末端に沈砂用として、1,500mm角程度の素掘り柵を設置し、上水部分を既存敷地内最終雨水

柵に接続すること。

- 5) 工事範囲内の既存植込み全て伐根撤去を行った後、表土のすきとりを行い、上記1)の埋戻しに合わせて仕上げる。
- 6) 既存井戸の閉鎖  
井戸ポンプ及び配管及び配線等を撤去し、井戸有孔管をキャップ止めとする。井戸口の保護のため、蓋付コンクリート柵を設置すること。
- 7) 既存井戸ポンプは停止後時間が経っているため故障が想定できるが、簡易ポンプ等を設置し工事用水に使用することは可能である。この場合、除染水の水質は、工場の排水基準以上とし、「10pg-TEQ/m<sup>3</sup>」以下を確認すること。

## 8. 発注金額の変更

原則として、現状誤認等による発注金額の変更は行わないものとするが、次の場合は、組合と協議及び承諾の行為を得たうえで、発注金額について協議できるものとする。

- 1) 除染作業により生じた特管汚泥量が、解体工事に着手する前までに提出された特管汚泥量と比べ、大幅に増加した場合。

## 第2節 情報提供

### 1. 情報提供内容

発注者又は受注者監理者は、解体工事を行う本施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努め、解体工事の期間中は、同表の1から5の項目について、常に見やすい場所に表示すること。

近隣に対して情報提供する内容

解体工事の着手前	解体工事終了後
1. 工事の発注者	7. 必要に応じて「周辺環境の状況調査の結果」
2. 受注者+監理者	8. 有害物質の飛散又は流出事故等が発生した場合等に、実施した対策内容及び原因等の報告等（工事中随時）
3. 工事の期間	
4. 工事の概要	
5. 工事の工程	
6. ごみ焼却施設内部の除染物の事前サンプリング調査結果	

### 2. 周辺住民に対する説明資料の作成

工事に先立ち又は工事中において、施設周辺住民に対する説明を行う際に使用する資料の作成を行う。なお、説明会開催の際には同席し、技術的な説明を行うこと。

### 3. その他

この仕様書に定めのない事項については、監督職員の承諾を得た後に本施設の所在地を所管する労働基準監督署等関係諸官庁と受注者（必要な場合は、組合が業務委託する監理者及び監督職員）が協議する。

以上